

優良産業廃処理業者認定制度の概要

本制度の概要をフローチャートで示すと、以下のとおりとなる。

(1) 優良基準適合のための取組みの実施

処理業者



- 本制度において優良な産業廃棄物処理業者として認められるためには、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合することが必要となる。
- 優良基準の中には、一定期間取組を行わなければ基準適合にならないものも含まれていることから、(2)の申請の前から計画的に取組を行う必要がある。



(2) 認定等の申請

処理業者



- 原則、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、あわせて優良基準に適合している旨の認定等の申請を行う。
 - 申請は、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を受けた都道府県・政令市に対し必要書類を提出して行う。
 - 申請書類一覧
 - ①違法性に係る基準に適合することを誓約する書面
 - ②事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
 - ③環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
 - ④電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
 - ⑤税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類
- ※現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、優良産業廃処理業者として許可の更新を受けることも可能です。



(3) 審査・認定等

都道府県・
政令市



- (2)の申請を受け、都道府県・政令市において、優良基準に適合しているか否かの審査を行う。
- 申請者が優良基準に適合している場合、都道府県・政令市は認定等を行う。



(4) 制度のメリット

処理業者

排出事業者



- 認定等を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、優良な産業廃棄物処理業者である旨が記載された許可証が交付される。また、通常5年の許可の有効期間が、7年となる。
- 優良認定業者は、交付された許可証等を利用して、取引先等に対し、自らが優良認定業者であることをわかりやすくアピールできる。
- 優良認定業者の情報はインターネット上で広く公表され、排出事業者等の関係者は、その情報を検索できる。
- 排出事業者は、優良認定事業者への処理委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできる。